

## 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（食品中の放射性物質に係る基準値の設定）（案）等に関する御意見の募集について

平成 24 年 1 月 6 日  
厚生労働省医薬食品局  
食品安全部基準審査課

この度、平成 23 年 12 月 22 日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会における審議結果を踏まえ、食品中の放射性物質に係る基準値の設定を行うことを予定しております。つきましては、別添の改正の概要に関して、広く国民の皆様から御意見を募集いたします。

なお、今後、本案については、提出していただいた御意見を考慮した上で決定することとしています。

### 記

#### 1 意見募集対象

- ・乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（食品中の放射性物質に係る基準値の設定）等について（概要）（別添）

#### 2 意見等の提出方法

御意見をまとめ、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

##### (1) [インターネットの場合（ここをクリックしてください）](#)

- \* 入力フォームの「※件名」の欄に、「食品中の放射性物質に係る基準値の設定」と入力してください。

##### (2) 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課規格基準係あて

- \* 封筒に「食品中の放射性物質に係る基準値の設定」と朱書きしてください。

##### (3) FAXの場合

FAX：03-3501-4868

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課規格基準係あて

- \* 表題に「食品中の放射性物質に係る基準値の設定」と明記してください。

#### 3 意見提出の締切日

平成 24 年 2 月 4 日（土）（必着）

#### 4 意見の提出上の注意

提出される御意見等は日本語に限ります。また、個人は住所・氏名・職業を、法人は法人名・所在地を記載してください。提出いただいた御意見については、氏名、住所その他の連絡先を除き公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

なお、御意見等に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

## 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（食品中の放射性物質に係る基準値の設定）等について（概要）

### 1. 改正の背景・趣旨

平成 23 年 3 月の東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故を受けて、厚生労働省は食品の安全性を確保する観点から食品中の放射性物質の暫定規制値を設定し、これを上回る放射性物質が検出された食品については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 6 条第 2 号に該当するものとして取り扱い、販売等を禁止してきた。

一方、暫定規制値に適合している食品については、健康への影響はないと一般的に評価され、安全性は確保されているが、厚生労働省としては、より一層、食品の安全と安心を確保するため、食品中に許容することのできる放射性セシウムの線量を、現在の年間 5 ミリシーベルトから年間 1 ミリシーベルトに引き下げることを基本として、薬事・食品衛生審議会において新たな基準値設定のための検討を進めてきたところである。

今般、平成 23 年 12 月 22 日に行われた同審議会の放射性物質対策部会において、食品中の放射性物質に係る基準値案が了承されたことを受け、以下のとおり、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）について所要の改正を行う等、所要の措置を講ずることとする。

### 2. 改正の概要

#### ① 食品中の放射性物質に係る基準値

以下のとおり、食品中の放射性物質に係る基準値を設定する。なお、基準値に適合しているか否かを確認するための放射性物質の試験方法については、通知で示す予定である。

放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137 の総和）は、次の表に掲げる食品区分に応じ、それぞれ同表に定める濃度を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。

	食品の区分	濃度
飲料水	ミネラルウォーター類(水のみを原料とする清涼飲料水)	10 ベクレル /kg
	飲用茶(茶を原料とする清涼飲料水及び飲用に供する茶 ※1)	
牛乳	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生 省令第52号)第2条第1項に規定する乳及び同条第40 項に規定する乳飲料	50 ベクレル /kg
乳児用 食品	乳児の飲食に供することを目的として販売する食品	50 ベクレル /kg
一般 食品	上記以外の食品 ※2	100 ベクレル /kg

※1 飲用に供する茶については、原材料の茶葉から浸出した状態に基準値を適用する。

※2 乾しいたけ、乾燥わかめ等原材料を乾燥したものを通常水戻しして摂取する乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜については、原材料の状態及び水戻しを行った状態の両方に基準値を適用する。また、食用こめ油の原材料となる米ぬか及び食用植物油の原材料となる種子については、原材料から抽出した油脂に基準値を適用する。

## ② 経過措置

一部の食品について、その含有する放射性セシウムの濃度に関し、次のとおり経過措置を設ける。

- i 平成24年3月31日までに製造、加工又は輸入された食品のうち、飲料水並びに牛乳及び乳製品にあつては200ベクレル/kgを超える放射性セシウムを、それ以外の食品(米、牛肉及び大豆並びにこれらを原材料として製造、加工又は輸入された食品を除く。)にあつては500ベクレル/kgを超える放射性セシウムを含有するものであつてはならないこととする。
- ii 米及び牛肉は、平成24年9月30日までの間は、500ベクレル/kgを超える放射性セシウムを含有するものであつてはならないこととする。

- iii 米及び牛肉を原材料として平成 24 年 9 月 30 日までに製造、加工又は輸入された食品は、500 ベクレル/kg を超える放射性セシウムを含有するものであってはならないこととする。
- iv 大豆は、平成 24 年 12 月 31 日までの間は、500 ベクレル/kg を超える放射性セシウムを含有するものであってはならないこととする。
- v 大豆を原材料として平成 24 年 12 月 31 日までに製造、加工又は輸入された食品は、500 ベクレル/kg を超える放射性セシウムを含有するものであってはならないこととする。

### 3. 根拠法令

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項

### 4. 公布日等

- ・ 公布・告示日 平成 24 年 3 月上旬（予定）
- ・ 施行・適用日 平成 24 年 4 月 1 日（予定）

## ■ 食品区分の範囲について

食品区分	設定理由	含まれる食品の範囲
飲料水	①全ての人が摂取し代替がきかず、摂取量が多い ②WHOが飲料水中の放射性物質の指標値（10 Bq/kg）を提示 ③水道水中の放射性物質は厳格な管理が可能	○直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶
乳児用食品	○食品安全委員会が、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」を指摘	○健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの ○乳児の飲食に供することを目的として販売するもの
牛乳	①子どもの摂取量が特に多い ②食品安全委員会が、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」を指摘	○乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料
一般食品	以下の理由により、「一般食品」として一括して区分 ①個人の食習慣の違い（摂取する食品の偏り）の影響を最小限にすることが可能 ②国民にとって、分かりやすい規制 ③コーデックス委員会などの国際的な考え方と整合	○上記以外の食品

## ■ 「一般食品」の基準値の考え方

- 食品中の放射性物質（放射性セシウム134及び137、ストロンチウム90、ルテニウム106、プルトニウム）からの線量が年間 1 mSvを超えないように設定する。
- この際、放射性セシウム以外の核種は、測定に時間がかかるため、放射性セシウムとの比率を算出し、合計して 1 mSvを超えないように放射性セシウムの基準値を設定する。

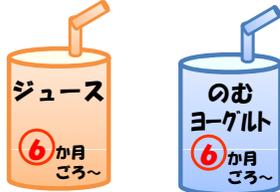
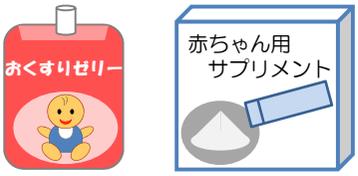
年齢区分別の摂取量と換算係数を考慮し限度値を算出



< 「飲料水」の線量 = 飲料水の基準値(Bq/kg) × 年齢区分別の飲料水の摂取量 × 年齢区分別の線量係数 >

- 飲料水については、WHOが示している基準に沿って、年間線量を約0.1mSv、基準値を10 Bq/kgとする。
- 一般食品に割り当てる線量は、介入線量レベル（1 mSv/年）から、「飲料水」の線量（約0.1 mSv/年）を差し引いた約0.9 mSv/年となる。
- 当該線量を年齢区分別の年間摂取量と換算係数で割ることにより、限度値を算出する（この際、流通する食品の50%が汚染されているとする）。

# 「乳児用食品」の範囲について

カテゴリー	含まれる食品の範囲
<p>●健康増進法第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの</p>	<p>■ 乳児用調製粉乳</p> 
<p>●乳児の飲食に供することを目的として販売するもの</p> <p>→消費者が表示内容等により乳児向けの食品であると認識する可能性が高いものを対象とする。</p>	<div data-bbox="779 678 1377 901"> <p>■ 乳幼児を対象とした調製粉乳</p> <p>フォローアップミルク等の粉ミルクを含む</p>  </div> <div data-bbox="779 925 1377 1149"> <p>■ 乳幼児用食品</p> <p>おやつ等</p>  </div> <div data-bbox="779 1173 1377 1396"> <p>■ ベビーフード</p>  </div> <div data-bbox="1422 678 2016 1029"> <p>■ 乳幼児向け飲料</p> <p>飲用茶に該当する飲料は飲料水の基準を適用</p>  </div> <div data-bbox="1422 1053 2016 1396"> <p>■ その他</p> <p>服薬補助ゼリー、栄養食品等</p>  </div>

## ■ 「牛乳」の範囲及び「乳児用食品」「牛乳」の基準値について

### < 「牛乳」の区分に含める食品 >

「牛乳」に含める食品は、乳及び乳飲料とする。

乳飲料は、乳等を主原料とした飲料であり、消費者から牛乳や加工乳と同類の商品と認識されているものを含むため。



- 「乳児用食品」及び「牛乳」については、子どもへの配慮の観点で設ける食品区分であるため万が一、流通する食品の全てが汚染されていたとしても影響のない値を基準値とする。

→ 新たな基準値における一般食品の100 Bq/kgの半分である**50 Bq/kg**を基準値とする。

## ■ 製造、加工食品の基準値適用の考え方

### ● 基本的な考え

製造食品、加工食品については、原材料の状態、製造、加工された状態それぞれで一般食品の基準値を適用することを原則とする。

ただし、以下の①、②の食品については、コーデックス委員会のReady-to-eatの考え方を踏まえて、基準値を適用する。

#### ① 乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜など原材料を乾燥させ、水戻しを行い、食べる食品

→食用の実態を踏まえ、**原材料の状態と食べる状態（水戻しを行った状態）**で一般食品の基準値を適用する。

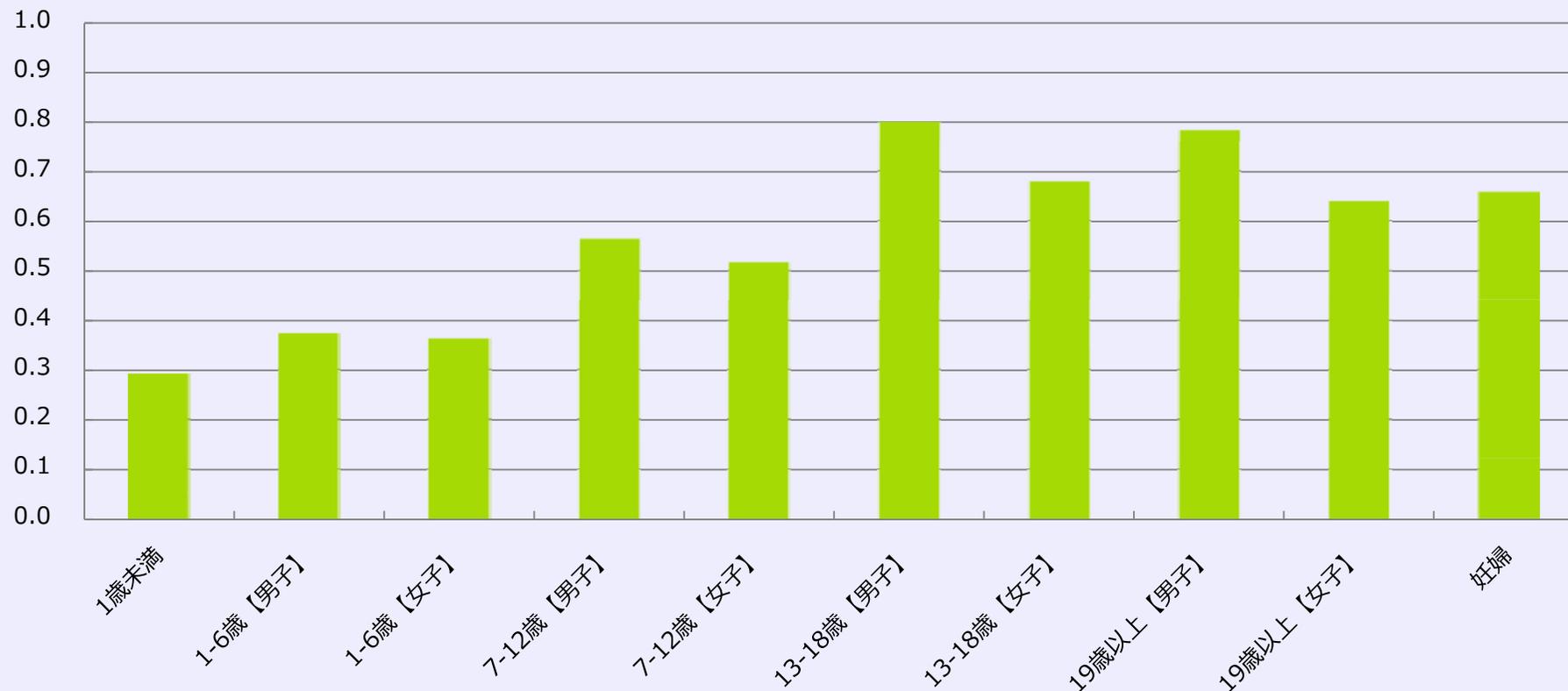
注) のり、煮干し、するめ、干しぶどうなど原材料を乾燥させ、そのまま食べる食品は、原材料の状態、製造、加工された状態（乾燥した状態）それぞれで一般食品の基準値を適用する。

#### ② 茶、こめ油など原料から抽出して飲む、又は使用する食品

→食用の実態、原材料の状態と飲用、使用する状態で食品形態が大きく異なることから、**原材料の状態では基準値の適用対象としない**。茶は、**製造、加工後、飲む状態**で飲料水の基準値を、**米ぬかや菜種などを原料とする油は油**で一般食品の基準値を適用する。

## ■ 基準値の食品を摂取し続けた場合の被ばく線量

被ばく線量 (mSv/年)



- 基準値上限の食品を摂取し続けることは想定し得ず、実際の被ばく線量はこれより相当程度小さい値になることが想定される。

注) 放射性セシウムから受ける実際の被ばく線量は、全年齢（男女）の平均摂取量で試算した場合、年間0.04 mSv程度（中央値）と推計される。

※「飲料水」「乳児用食品」「牛乳」は汚染割合100%、「一般食品」は汚染割合50%として算出

# ■ モニタリング検査における放射性セシウムの基準値超過割合

品目	超過割合	福島県						その他					
		3月～6月		7～9月		10～11月		3月～6月		7～9月		10～11月	
		暫定規制値 超過 (500 Bq/kg)	新基準値 超過 (100 Bq/kg)										
米	超過数/検査件数 (超過率)	-/- (-) ※1	-/- (-) ※1	0/669 (0%)	1/669 (0.1%)	1/619 (0.2%)	8/619 (1.3%)	-/- (-) ※1	-/- (-) ※1	0/2061 (0%)	1/2061 (0%)	0/503 (0%)	0/503 (0%)
野菜類	超過数/検査件数 (超過率)	159/1517 (10.5%)	310/1517 (20.4%)	0/1366 (0%)	5/1366 (0.4%)	3/1124 (0.3%)	13/1124 (1.2%)	29/2190 (1.3%)	168/2190 (7.7%)	0/1264 (0%)	0/1264 (0%)	0/1409 (0%)	0/1409 (0%)
果実類	超過数/検査件数 (超過率)	11/188 (5.9%)	71/188 (37.8%)	6/779 (0.8%)	48/779 (6.2%)	6/489 (1.2%)	49/489 (10.0%)	0/152 (0%)	0/152 (0%)	0/478 (0%)	3/478 (0.6%)	0/522 (0%)	3/522 (0.6%)
茶	超過数/検査件数 (超過率)	1/1 (100%)	1/1 (100%) ※2	0/2 (0%)	2/2 (100%) ※2	-/- (-) ※1	-/- (-) ※1	42/301 (14%)	172/301 (57.1%) ※2	29/187 (15.5%)	119/187 (63.6%) ※2	121/1755 (6.9%)	1220/1755 (69.5%) ※2
キノコ類	超過数/検査件数 (超過率)	38/212 (17.9%)	88/212 (41.5%)	15/342 (4.4%)	47/342 (13.7%)	25/324 (7.7%)	67/324 (20.7%)	0/87 (0%)	4/87 (4.6%)	2/175 (1.1%)	12/175 (6.9%)	40/708 (5.6%)	195/708 (27.5%)
牛乳	超過数/検査件数 (超過率)	0/285 (0%)	4/285 (1.40%) ※3	0/137 (0%)	0/137 (0%) ※3	0/91 (0%)	0/91 (0%) ※3	0/283 (0%)	4/283 (1.41%) ※3	0/338 (0%)	0/338 (0%) ※3	0/325 (0%)	0/325 (0%) ※3
牛肉	超過数/検査件数 (超過率)	1/47 (2.1%)	13/47 (27.7%)	56/1165 (4.8%)	122/1165 (10.5%)	2/1644 (0.1%)	18/1644 (1.1%)	0/12 (0%)	0/12 (0%)	77/8519 (0.9%)	663/8519 (7.8%)	9/26737 (0%)	131/26737 (0.5%)
魚介類	超過数/検査件数 (超過率)	51/327 (15.6%)	167/327 (51.1%)	55/872 (6.3%)	336/872 (38.5%)	33/919 (3.6%)	301/919 (32.8%)	4/487 (0.8%)	34/487 (7%)	5/705 (0.7%)	32/705 (4.5%)	6/1298 (0.5%)	30/1298 (2.3%)
上記 以外	超過数/検査件数 (超過率)	9/148 (6.1%)	18/148 (12.2%)	7/450 (1.6%)	51/450 (11.3%)	43/926 (4.6%)	108/926 (11.6%)	0/136 (0%)	8/136 (5.9%)	8/809 (1.0%)	57/809 (7.0%)	3/902 (0.3%)	49/902 (5.4%)
合計	超過数/検査件数 (超過率)	270/2725 (9.9%)	672/2725 (24.7%)	139/5782 (2.4%)	612/5782 (10.6%)	113/6136 (1.8%)	564/6136 (9.2%)	75/3648 (2.1%)	390/3648 (10.7%)	121/14536 (0.8%)	887/14536 (6.1%)	179/34159 (0.5%)	1628/34159 (4.8%)

※1 検査件数が0件の場合は、-/-と示した。

※2 生茶葉や荒茶等の状態で測定した結果を示したが、新基準値（案）において、茶については飲用に供する状態で飲料水の基準値が適用される。

※3 新基準値（案）において、「牛乳」に区分される食品の基準値は50 Bq/kgであり、牛乳の新基準値超過については50 Bq/kgを超過した件数を示した。



# ■ 経過措置の設定について

- 現在の暫定規制値に適合する食品については、安全は確保されていることから、新たな基準値への移行に際しては、市場（流通）に混乱が起きないように、準備期間が必要な食品（米、牛肉、大豆）については一定の範囲で経過措置期間を設定する。
- 経過措置の対象となる食品については、消費者及び生産者に経過措置の対象となった理由と安全性について、丁寧に説明、周知を行う。

